

# 東京大学都市工学科同窓会会則（令和5年9月3日改正）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、東京大学都市工学科同窓会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を東京都文京区本郷7-3-1 東京大学工学部都市工学科（以下「都市工学科」という。）内に置く。

（目的及び事業）

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くするとともに都市工学科の向上発展を図ることを目的とし、その目的を達成するために各種の事業を行なうものとする。

## 第2章 会員

（種別）

第4条 本会の会員は、次の3種とし、第1号に掲げる正会員を総会において表決権を有する会員とする。

- 1) 正会員 都市工学科を卒業した者、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻（以下「大学院」という。）を修了した者及び都市工学科又は大学院に在籍した者
- 2) 特別会員 都市工学科の現教員及び教員として在籍した者（前号に掲げる者を除く。）
- 3) 準会員 都市工学科又は大学院に在籍している者（第1号に掲げる者を除く。）

（会費）

第5条 正会員は、幹事会の定めるところにより所定の会費を納めなければならない。

## 第3章 役員

（名誉会長）

第6条 本会は、総会の推薦により、名誉会長を置くことができる。

（顧問及び相談役）

第7条 本会に、幹事会の承認を経て顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、特別会員の中から会長が委嘱し、本会の発展のために助言を与える。
- 3 相談役は、会長が委嘱し、本会の発展のために助言を与える。

（会長、副会長、幹事、監査委員）

第8条 本会は、会長、副会長及び監査委員を正会員の中から総会の承認を経て選出する。

- 2 会長は、本会を代表し、総会を招集し、総会議長を指名し、幹事会を司会する。
- 3 副会長は、会務に関して会長を補佐するものとし、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 幹事は各卒業年次毎、都市持続再生学コースにあつてはその入学年次毎に互選により原則3名を選出し、会務を執行する。この場合において、都市持続再生学コース以外の大学院のみの修了者または在籍した者は、その修了または退学時点を基準に、遡つて該当する学部卒業年次に属するものとする。
- 5 監査委員は2名とし、本会の資産その他の状況を監査する。監査委員は他の役員を兼ねることができない。

(役員任期)

第9条 役員任期は通常総会の間とする。ただし、幹事は選出された期の選出によりその間でも交代可能とする。また、再任は妨げない。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に関する細目については、幹事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

#### 第5章 会議

(種別)

第11条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成及び議決事項)

第12条 総会は正会員をもって構成し、この会則に別に定めるもののほか、重要な財産の取得及び処分に関する事項その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。ただし、特別会員及び準会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

- 2 幹事会は会長、副会長、各卒業年次1名の幹事、都市持続再生学コースの各入学年次1名の幹事及び監査委員をもって構成し、この会則に別に定めるもののほか、前項の規定により総会に付議すべき議案の作成その他本会の運営に関する事項について議決する。顧問及び相談役は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の招集)

第13条 通常総会は、原則として5年に1回、会長が招集する。

- 2 幹事会の議決あるいは正会員20名以上の請求があつた場合には、会長は、臨時総会を開催することができる。
- 3 幹事会は会長が必要と認めたときに随時開催する。

(会議の成立)

第14条 総会は、出席正会員の過半数をもって議決する。この場合において議長は議決に加わることができない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 幹事会は、定数の3分の1の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上をもって議決する。

(書面表決)

第15条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない会議の構成員は、あらかじめ書面をもって意思の表示を行うことができる。この場合において前条の規定の適用については出席したものとみなすものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産構成)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金品、事業から生じる収入及びその他の収入でこれを支弁する。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

- 2 本会の収支決算は、会長が作成し、監査委員の監査を経て、幹事会がこれを決定し、事業報告及び年度末の財産目録とともに、通常総会において報告するものとする。

(附則)

第1条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができるものとする。

- 2 前項の規定により改正された会則は、総会の議決により即日発効する。

第2条 東京大学都市工学科同窓会会費規則は廃止する。